

令 6 障害者支援第 1 7 1 3 号
令和 7 年(2025 年)3 月 1 9 日

各 障 害 者 支 援 施 設 の 長
各 障 害 児 入 所 施 設 の 長 様
各障害福祉サービス事業所等の長

山口県健康福祉部障害者支援課長
(公 印 省 略)

令和 7 年度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（体制届）の
提出について

障害福祉行政の推進につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申
上げます。

さて、このことについて、令和 7 年度の取扱いを下記のとおりとしますので、内容を確
認の上、ご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 体制届の提出が必要な施設及び事業所

前年度の利用者実績の確定等に伴い、令和 7 年 4 月 1 日から報酬及び加算の算定に
変更が生じる施設及び事業所は、該当する報酬及び加算に係る様式の提出をお願いし
ます。変更がない場合は提出不要です。

※ 就労継続支援 A 型事業所においては、基本報酬の算定区分に係る届出書とスコア
の提出が必須です。

2 提出書類

別添「介護給付費等算定に係る体制等の届出様式一覧表」で確認してください。
なお、様式等は県障害者支援課のホームページに掲載しています。

(障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（障害児通所以外）)

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/50/18718.html>

(障害児入所施設、障害福祉サービス事業所（障害児通所）)

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/50/18775.html>

3 提出期限及び提出方法等

(1) 提出期限

令和 7 年 4 月 8 日（火）必着

(2) 提出方法

施設・事業所を管轄する各健康福祉センターの保健福祉・総務室あてに、持参又は
郵送により提出してください。

(3) 提出部数

2部

4 留意事項

- (1) 前年度実績等の確定や人事異動等に伴い、必要な人員配置や加算要件が変更となる可能性があるため、必ず各施設及び事業所において、例年どおりの確認作業を行ってください。
- (2) 年度途中で介護給付費等（報酬及び加算）の内容に変更が生じる場合には、これまで同様、随時、体制届の提出が必要です。

施設福祉推進班 担当 中曾 TEL 083-933-2735 FAX 083-933-2779
--